

25年12月26日こちらからの返信と水産課からのメール

お世話になります。

再三お願いしていた特定免許の通達、ありがとうございます。

期日が近くなっているので皆さんが出でない事を願います。

私は4月1日付で変更を提出済みのはずです。ご確認下さい。

今後もよろしくお願いします。

-----Original Message-----

From: 農林西部水産課

Sent: Friday, December 26, 2025 12:00 PM

Subject: 新たな特定操縦免許への切替え等に伴う業務規程の届出等について（通知）

令和7年12月26日

遊漁船業登録業者様

広島県西部農林水産事務所

新たな特定操縦免許への切替え等に伴う業務規程の届出等について（通知）

日頃から、遊漁船業の運営に当たっては、業務規程を順守して安全管理に努めていただいているところです。

さて、船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により、令和6年4月から特定操縦免許の取得要件である講習課程が拡充され、当該免許を取得するためには、新たに登録特定操縦機関が実施する特定操縦免許講習の課程を修了することが必要になりました。

このことに伴い、今後、新免許への切替えを行い業務主任者の免許の有効期間が変更になった事業者については、遊漁船業に係る業務規程（別表1）の変更届出をしてください。

また、改正前の特定操縦免許受有者については、経過措置として令和8年3月末までは現行の免許で小型船舶操縦者として乗船することが可能ですが、令和8年4月以降は小型船舶操縦者として乗船することができませんので、新免許への切替えが済んでいない小型船舶操縦者については、できる限り速やかに講習の受講等、必要な手続きを進めてください。

なお、この通知前に業務規程変更を届出されている場合にはご容赦ください。

加えて業務規程変更の届出については、県の電子申請システムを利用して行うことができる事を申し添えます。

（特定操縦免許に係る問い合わせ先）

中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

電話（直通）（082）228-8707

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>



■ 広島県西部農林水産事務所